



スマイル

「スマイル」は、学校に行きたくても行けないで悩んでいる子どもたちの学校復帰及び社会的自立を支援する、筑後市教育委員会の施設です。子どもたちが自信を取り戻して笑顔で登校・生活できるように、規則正しい生活のリズムをつくり、学習習慣を身に付けるよう指導します。



入級対象者

筑後市に住所を有する者で、小学校または中学校に在籍する、通級が可能な児童生徒で、教育委員会が入級を認めた者が対象です。

スマイルの指導について

1. 「スマイル」での学習

スマイルでの学習は、子どもたちの自学が中心です。分からないところやつまずいているところを子どもの質問に答える形で指導員が指導します。学校復帰や社会的自立に向けて学習習慣を身に付けさせることが主なねらいです。

2. 体験活動

子どもたちの自主性や社会性を培うための体験活動を行います。

- 体育的活動 ● 調理実習 ● 製作活動 ● 栽培活動 ● ボランティア活動 等
- ※ 教育的な価値や教科学習との関連を考えて、適切な活動を計画します。

3. 教育相談 等

子どもたちの心の安定を図るとともに、学校復帰及び社会的自立に向けてのアドバイスを行います。その際、在籍校のスクールカウンセラーや教育委員会のスクールソーシャルワーカー等と連携しながら指導にあたります。また、在籍校の先生も定期的にスマイルを訪問し、子どもとの面談を行います。

スマイルの約束

「スマイル」は学校復帰及び社会的自立を目指す施設ですので、以下の約束を守って生活することが必要です。

1. 基本的に在籍校の校則に準じる。
 - 頭髪 ● 持ち物 ● 身だしなみ 等
2. 制服を着用する。(在籍校の制服)
 - 登下校時、私服で来所した場合は、来所後制服に着替える。
 - 体育的活動等は体操服を着用する。
3. 学習中は他の児童生徒の迷惑にならないよう静かに学習する。

(「スマイルの規則」の一部抜粋)

保護者へのお願い

子どもたちの学校復帰及び社会的自立を促す上で、保護者の皆様のご協力が必要不可欠です。そこで、以下の点についてご協力ください。

- ◆ ご家庭での規則正しい生活リズムづくりをお願いします。
- ◆ 遅刻・欠席の場合は、必ず保護者の方がご連絡ください。
- ◆ 午後からの活動に参加できるように、昼食の準備をお願いします。

◎「スマイル」は学校復帰及び社会的自立のための一時的な子どもの居場所です。保護者・学校・スマイルが連携して、支援していきましょう。

入級までの手続き

① 入級の相談

入級を希望する場合は、学校に相談してください。

② 見学の申し込み

学校を通して「スマイル」に見学を申し込んでください。

③ 見学・説明の実施

見学の際に、指導員が「スマイル」についての説明を行います。

④ 入級願の提出

学校との相談や見学をふまえて、入級を希望する場合は、校長先生に「入級願」を提出してください。

⑤ 体験入級

教育委員会が認めた場合は、1ヶ月間の体験入級を行います。

⑥ 入級判定

体験入級期間中の出席状況や、学習・生活の様子等をもとに、「スマイル」への正式入級が適切かどうかを判定します。正式入級が認められない場合は、体験入級終了となります。

⑦ 正式入級の決定

「入級通知書」が教育委員会より学校を通して保護者へ送付されます。正式入級が決まったら、月1回程度、学校復帰や社会的自立に向けて、保護者、学校、「スマイル」による三者会を実施します。



日課表



時間	活動内容
9:00~9:15	朝の会
9:15~10:00	学習 ①
10:00~10:15	休憩
10:15~11:00	学習 ②
11:00~11:15	休憩(ラジオ体操・週1日清掃)
11:15~12:00	学習 ③
12:00~13:00	昼食・昼休み
13:00~13:15	読書
13:15~14:45	午後の活動
14:45~15:00	帰りの会



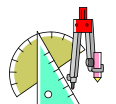
学習活動について

- 午前中3時間、自分で決めた内容を自学します。
- 児童生徒の質問に対して、指導員が指導します。



午後の活動について

- 基本的に、月・水・金曜日の午後は、体験活動を行います。(体育的活動・調理実習・製作活動・栽培活動・ボランティア活動等)
- 火・木曜日の午後は、フリータイムとし、調べ活動や自分の趣味や特技を活かした活動・学習活動などを個別に行います。



大切なお知らせ

- 全入級生は、年度末をもって退級となります。
- 児童生徒の来所は8:30以降、退所は15:30までとします。
- 体験活動等の教材費として、1,2学期1,000円、3学期500円徴収します。
- スマイルでの出席は、在籍校の出席と見なされます。
- スマイルへの通所及びスマイルが実施する活動中のけが等については、学校と同様に日本スポーツ振興センターの対象となります。(ただし、交通事故等、例外があります。)